

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B事業所における資格取得日は昭和49年7月17日と認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月17日から同年9月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、昭和46年4月から平成20年3月まで継続してA株式会社に勤務しており、厚生年金保険の加入記録に欠落があるのはおかしいので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出のあった退職者名簿、C企業年金基金の加入記録、雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあった退職金見込額計算書から判断すると、申立人がA株式会社B事業所に継続して勤務し（昭和49年7月17日に同社D事業所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人が所持する厚生年金基金連合会（現在は、企業年金連合会）が発行した厚生年金基金加入期間の案内書によると、申立人は昭和46年4月1日から49年12月27日までC企業年金基金に加入していることが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、C企業年金基金に照会したところ、「申立期間当時、事業所では、

複写式の届出用紙を使用して、社会保険事務所、E健康保険組合及び当基金にそれぞれ提出していた。」との回答があった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和49年7月17日に申立人のA株式会社B事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年6月のオンライン記録及びC企業年金基金の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月から同年9月までの期間、10年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年7月から同年9月まで
② 平成10年8月及び同年9月

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間①は、勤務していたA株式会社を退職し、平成9年8月にB市役所で住所変更の手続をした際に、国民年金の加入手続も一緒にした。

また、申立期間②は、C事業所の退職が決まり、住所変更の手続を同市役所において行った際、国民年金の加入手続も一緒にした。

各申立期間の国民年金保険料はB市内の金融機関で納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間①については、平成12年2月21日付けで「未加入期間国年適用勧奨」が送付されていることが確認できること、申立期間②については、10年10月26日付けで「第1号・第3号被保険者取得勧奨」が送付されていることが確認できることから、各申立期間は当初、未加入期間であったことがうかがわれる。

また、申立期間当時、申立人が居住していたB市では、「除票になった住民登録を確認しても、国民年金及び国民健康保険の記録は記載されておらず、申立人は当市において国民年金及び国民健康保険に加入していなかったものと思われる。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間①の国民年金保険料額は月額1万3,300円だ

ったと供述しているが、当該保険料額は、納付済みとされている平成 14 年度の保険料額と一致しており、申立期間①に係る保険料額とは相違している。

加えて、申立期間②について、申立人は平成 10 年 8 月に C 事業所を退職し、同社の社宅から B 市内の別の居住地に転居した際、B 市役所において転居の届出と一緒に国民年金と国民健康保険の加入手続を行ったと供述しているが、戸籍の附票上、厚生年金保険の加入期間中の同年 2 月 25 日（B 市の受付年月日は同年 3 月 6 日）に住所異動を行っていることが確認できることから、住所の変更届出と一緒に国民年金の加入手続をしたとする申立人の主張と一致しない。

このほか、申立人が各申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに各申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 44 年 3 月まで

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、国民年金保険料の納付は国民の義務であると教えられて育ち、任意加入期間内に被保険者資格を喪失するような手続をした記憶は無く、申立期間の保険料を納付したはずであり、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の被保険者資格を喪失した旨の届出をした記憶は無く、申立期間も継続して国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和 44 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の記載がある上、同取得日は、A 市が保管する国民年金の加入記録及び国民年金被保険者台帳の記録と一致している。

また、上記年金手帳の昭和 42 年度及び 43 年度の印紙検認記録の欄に、赤鉛筆で斜線が引かれていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人に係る戸籍の附票によると、申立人は、申立期間及びその前後を通じて住所の異動が無いことから、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月から32年9月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、申立期間にA株式会社に事務員として勤務した。給与明細書等、証拠になるものは持っていないが、厚生年金保険に加入した記憶があるので、申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚は、「A株式会社に、臨時社員として1年間ほど働いたときに申立人が勤務していた。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、商業法人登記簿によると、昭和22年11月26日に設立され、49年10月1日に解散していることが確認でき、申立期間当時、当該事業所は存在しているものの、オンライン記録上、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、上記同僚は、「当該事業所に勤務していた時期に、厚生年金保険に加入していなかった。会社が厚生年金保険の適用事業所になっていたかは分からない。」と供述しており、申立人が当該事業所において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、元事業主及び他の役員の所在が不明なことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述は得られない。

加えて、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年ごろから 42 年ごろまで
② 昭和 50 年ごろから 54 年ごろまで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和 41 年ごろから 42 年ごろまで A 区にあった B 事業所で、また、50 年ごろから 54 年ごろまでの間に C 区にあった D 事業所と E 事業所で、いずれも正社員として勤務した。給与明細書等の資料は無いが、給与から何らかの保険料等が差し引かれていた記憶があるので、申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたとする B 事業所（申立人の供述によると、業種は F 業）は、申立人から聴取しても正確な商号及び所在地が特定できない上、オンライン記録上、厚生年金保険の適用事業所として確認できる A 区所在の B 事業所と同名の事業所（平成 12 年 10 月 1 日新規適用）に照会したところ、「会社の設立年月日は、平成 6 年 5 月 9 日である。」と回答しており、申立期間当時は存在していなかったことが確認でき、このほかに商業法人登記簿上、同区内において B 事業所と同名の事業所は見当たらず、申立人が勤務していたとする事業所を特定することができない。

申立期間②について、申立人が勤務したとする D 事業所の所在地を管轄する法務局に照会したが、商業登記の記録が確認できない上、同事業所及び E 事業所については、オンライン記録上、当該事業所に係る記録が無く、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、申立期間②について、申立人は、C区にあったD事業所において1年以上勤務した後、E事業所で勤務した旨主張しているが、戸籍の附票によると、昭和51年7月14日に住所をG市からH町に異動した後、当該期間内に住所を異動した形跡が見受けられない。

さらに、申立人から聴取しても、事業所に勤務した期間及び厚生年金保険料の控除について記憶が定かではない上、当時の事業主、事業所で勤務した同僚の記憶も無いことから、勤務実態を確認することができない。

加えて、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人は、昭和45年2月から53年12月まで継続して国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。その上、すべての申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、ほかにすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月 30 日から 59 年 8 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、公共職業安定所の紹介により昭和 58 年 2 月に A 株式会社に入社し、59 年 8 月に同社が閉鎖されるまで、正社員として勤務していたが、同社は 58 年 9 月 30 日付けで厚生年金保険の適用事業所の廃止届を提出しており、申立期間は厚生年金保険に未加入とされていることが分かった。

申立期間当時、同社が厚生年金保険の適用事業所の廃止届を提出したことは知らされておらず、また、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があり、申立期間について未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人は、申立期間のうち昭和 58 年 9 月 30 日から 59 年 7 月 11 日までの期間について、A 株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、同社は、昭和 58 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票上、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和 58 年 9 月 30 日に、申立人を含む厚生年金保険の加入者全員が同日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立人を含め複数の者の同被保険者原票の被保険者証交付等記録の証返納年

月日欄に、「58.10.5返納」と記録されており、健康保険証の返納日は厚生年金保険の資格喪失日の直後となっていることから、これらの記録に不自然さはうかがえない。

さらに、A株式会社の元役員は、申立期間における厚生年金保険料の控除について、「申立期間当時の関連資料が無く不明であるが、会社の会計処理上、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の期間について、保険料を控除することは考えられない。」と回答しており、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後も引き続き、厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、複数の同僚に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について照会したが、申立人の勤務期間を特定できる供述及び厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

その上、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関連資料が無く、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 24 日から 36 年 6 月 15 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。
しかし、私は、申立期間に、A 株式会社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。申立期間について、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする A 株式会社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、申立期間当初の昭和 35 年 4 月及び 5 月の 2 か月間について、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる同僚の供述から、期間の特定はできないものの、当該 2 か月間を含む期間について、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。
しかしながら、当該事業所では、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無について、「確認できる資料が無く不明である。」と回答している。
また、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚二人は、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について、「申立人がいつまで厚生年金保険に加入していたかについては、分からない。」旨回答しており、厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。
さらに、オンライン記録上、申立期間当時、当該事業所における厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 22 人に対し、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について照会し、9 人から回答を得たが、申立人の勤務期間を特定できる供述及び厚生年金保険への加入をうかがわせる

供述は得られなかった。

加えて、申立人の年金記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金の準備期間の昭和 35 年 10 月ごろに B 市以外の自治体においてその実母と連番で払い出されていることから、事業所のあった B 市において申立期間に継続して勤務していなかった可能性も否定できない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。